

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 本多歯科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 長崎県南島原市南有馬町丁 410 番地
- (3) 設立認可年月日 平成14年9月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成14年9月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	本多 洋哉	医療法人本多歯科医院 管理者
理 事	本多 佐津希	
理 事	本多 鈴	
監 事	青木 一哉	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）



法人名 医療法人 本多歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市南有馬町丁 4 1 0

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,569	I 流 動 負 債	9,935
II 固 定 資 産	52,681	II 固 定 負 債	41,251
1 有 形 固 定 資 産	8,210	負 債 合 計	51,186
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	44,471	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	1,064
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	11,064
資 産 合 計	62,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,250

法人名 医療法人 本多歯科医院

医療法人整理番号	
----------	--

所在地 長崎県南島原市南有馬町丁410

損 益 計 算 書

自 令和4年10月1日

至 令和5年9月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		55,034
	2 事業費用		54,150
	本来業務事業利益		884
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
	事業利益		884
II	事業外収益		3,456
III	事業外費用		371
	経常利益		3,969
IV	特別利益		
V	特別損失		
	税引前当期純利益		3,969
	法人税等		369
	当期純利益		3,600

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式 2

法人名 医療法人 本多歯科医院I

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市南有馬町丁 4 1 0

財 産 目 録

(令和 5年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	62,250 千円
2. 負 債 額	51,186 千円
3. 純 資 産 額	11,064 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,569
B 固 定 資 産	52,681
C 資 産 合 計 (A + B)	62,250
D 負 債 合 計	51,186
E 純 資 産 (C - D)	11,064

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 本多歯科医院  
理事長 本多 洋哉 殿

私は、医療法人 本多歯科医院の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月23日  
医療法人 本多歯科医院

監事 青木 一哉

